

写

許可番号 第00150004438号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 北海道函館市赤川町518番地3

氏名 株式会社西武建設運輸
代表取締役 岸 寛樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成29年12月26日

許可の有効年月日 平成34年12月25日

1. 事業の範囲
廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）、廃酸（pH2.0以下のもの）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの）、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（別紙のとおり）。積替保管なし。以下余白。
 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

 3. 許可の条件

 4. 許可の更新又は変更の状況
平成23年 8月11日 変更許可（汚泥（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1-2-ジクロロエタン、1-1-ジクロロエチレン、シス-1-2-ジクロロエチレン、1-1-1-トリクロロエタン、1-1-2-トリクロロエタン、1-3-ジクロロプロパン、チオラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼンを含むもの。）、廃油（トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1-2-ジクロロエタン、1-1-ジクロロエチレン、シス-1-2-ジクロロエチレン、1-1-1-トリクロロエタン、1-1-2-トリクロロエタン、1-3-ジクロロプロパン、ベンゼンを含むもの。）、廃酸、廃アルカリ（以上2種類にあってはアルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1-2-ジクロロエタン、1-1-ジクロロエチレン、シス-1-2-ジクロロエチレン、1-1-1-トリクロロエタン、1-1-2-トリクロロエタン、1-3-ジクロロプロパン、チオラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むもの。）の追加。）

平成24年12月26日 許可の更新
平成29年12月26日 更新時変更許可（廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ（以上4種類にあっては1,4-ジオキサンを含むもの。）、汚泥、廃酸、廃アルカリ（以上3種類にあってはダイオキシン類を含むもの。）、汚泥（セレン又はその化合物を含むもの。）、廃水銀等の追加。）
5. 積替え許可の有無 有 無
6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有 無



(渡島総合振興局)



(特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証別紙)

許可番号 第00150004438号
 許可業者の名称 株式会社西武建設運輸

取扱う特別管理産業廃棄物（うち特定有害産業廃棄物）の種類

廃棄物の種類	廃ポリ塩化ビフェニル等	ポリ塩化ビフェニル汚染物	ポリ塩化ビフェニル処理物	廃水銀等	指定下水汚泥	鉛	廃石綿等	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	産業廃棄物を処分するために処理したもの
含有等する有害物質の種類														
石綿							○							
アルキル水銀化合物				○							○	○	○	
水銀又はその化合物（アルキル水銀化合物を除く）				○							○	○	○	
カドミウム又はその化合物											○	○	○	
鉛又はその化合物											○	○	○	
有機燐化合物											○	○	○	
六価クロム化合物											○	○	○	
砒素又はその化合物											○	○	○	
シアン化合物											○	○	○	
ポリ塩化ビフェニル														
トリクロロエチレン											○	○	○	
テトラクロロエチレン											○	○	○	
ジクロロメタン											○	○	○	
四塩化炭素											○	○	○	
1,2-ジクロロエタン											○	○	○	
1,1-ジクロロエチレン											○	○	○	
シス-1,2-ジクロロエチレン											○	○	○	
1,1,1-トリクロロエタン											○	○	○	
1,1,2-トリクロロエタン											○	○	○	
1,3-ジクロロプロペン											○	○	○	
チウラム												○	○	
シマジン												○	○	
チオベンカルブ												○	○	
ベンゼン												○	○	
セレン又はその化合物												○	○	
1,4-ジオキサン												○	○	
ダイオキシン類												○	○	

注1 別記様式26の「事業の範囲」の欄が不足する場合は、本書を用いることができるものとする。
 （その場合、別記様式26の「事業の範囲」欄の産業廃棄物の種類のうち、特定有害産業廃棄物については「別紙のとおり」と記載。）

- 2 取り扱う産業廃棄物の該当欄に○印を付すこと。
- 3 許可を有しない種類の行、列、欄については、削除するか又は斜線で消すこと。
- 4 別記様式26とじて、割印を押印すること。